

2021年（令和3年）12月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ及び資源の収集計画の策定及び収集に係る要配慮個人情報を取り扱うこと並びに個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について（答申）

2021年（令和3年）11月24日付けで諮問（第1103号）された可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ及び資源の収集計画の策定及び収集に係る要配慮個人情報を取り扱うこと並びに個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第8条第2項第2号の規定による要配慮個人情報を取り扱う必要があると認められる。
- (2) 条例第10条第2項第5号の規定による個人情報を本人以外のものから収集する必要があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項ただし書の規定による個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、要配慮個人情報を取り扱う必要性並びに個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

本市では、市政運営の総合指針2024のコンセプトとして、共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）を掲げ、マルチパートナーシップの視点の下、地域共生社会の実現を目指している。

本市の高齢化率は約25%であり、4人に1人が高齢者となっている。2040年（令和22年）には約35%となる見込みとなっており、高齢者の

うち、認知症の者は現在6人に1人であるが、2025年（令和7年）には4人に1人、2060年（令和42年）には3人に1人が認知症を患うといわれている。また、単身高齢者世帯の割合も増加しており、2040年（令和22年）には4、5人に1人の高齢者が単身で生活することが想定されている。

現在、防災政策課が警察から依頼を受け、行方不明者の捜索について防災行政無線で放送し、本市ホームページに掲載しているが（藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第399号及び第422号）、捜索対象者の多くが認知症の疑いがある者となっていることから、依頼件数は今まで以上に増加することが見込まれる。

本市では、今後も誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、多くの主体が寄与することにより、行方不明者の発見の一助となり、行方不明者本人及びその家族等の安心につながるものと考えており、環境事業センターにおいて、市内を隈なく巡回し、ごみの戸別収集を実施している当該業務の利点を生かした取組を検討している。

警察署は、行方不明者の家族等が捜索を依頼する際に、本市と情報を共有することについての確認をし、同意を得た場合に限り本課に情報提供を行い、本課は収集業務を行う各車両（現在の車両の割合は、本市の車両が40%であり、受託者（藤沢市興業公社）の車両が60%である。）に無線にて情報共有し、職員は業務と並行して捜索を行い、発見した際には警察署への連絡及び一時保護を行う。

警察署への捜索依頼は、行方不明者本人ではなく、その家族等が行うため、本人から同意を得ることができないことから、条例第8条並びに第10条第4項及び第5項の規定に基づき、要配慮個人情報を取り扱うことについて並びに個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、本課では、行方不明者の捜索だけでなく、警察署が把握した不審な事案等の情報を共有することにより、不審者の発見等の捜索の一助及び犯罪等の抑止につなげる取組も併せて検討しているが、事案の内容や発生場所、不審者の身体的特徴等の情報共有となり、特定の個人を識別することができるものではないため、個人情報には当たらない。共有方法については、防犯交通安全課が発信する防犯メールに本課のメールアドレスを登録し、メールにて発信された情報を無線にて各車両に共有する。

## (2) 要配慮個人情報を取り扱うことについて

### ア 取り扱う要配慮個人情報

認知症を患っていることや障がいの種別等

### イ 要配慮個人情報を取り扱う必要性

認知症を患っていることや障がいを抱えている等の場合は、発見時にその点が本人確認に寄与することや、応対時に配慮を要することがあるため、

これらの情報を取り扱う必要がある。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

警察への捜索依頼は、行方不明者本人ではなく、その家族等が行うものであり、本人の同意を得ることができないことから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

(ア) 行方不明年月日

(イ) 行方不明になった場所

(ウ) 氏名

(エ) 年齢

(オ) 住所

(カ) 性別

(キ) 身体的特徴（例えば体型等）

(ク) 服装

(ケ) その他（例えば認知症を患っていることや障がいの種別等）

(4) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本件は、行方不明者の捜索を目的としており、事前に対象者本人に通知することが困難であるため、本人通知を省略するものである。

なお、本取組内容について、広報ふじさわ、本市ホームページに記事を掲載し、市民等に広く周知する。

(5) 実施時期（予定）

2022年（令和4年）2月

(6) 添付書類

ア 取組のフロー図

イ 行方不明者及び不審者情報の活用に関する覚書（案）

ウ 個人情報提供同意書（案）

エ 情報提供書（案）

オ 廃棄物等収集運搬業務委託契約書

カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 要配慮個人情報を取り扱う必要性について

実施機関では、要配慮個人情報を取り扱う必要性について、次のように述べている。

認知症を患っていることや障がいを抱えている等の場合は、発見時にその点が本人確認に寄与することや、対応時に配慮を要することがあるため、これら

の情報を取り扱う必要がある。

以上のことから判断すると、要配慮個人情報を取り扱う必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

警察への捜索依頼は、行方不明者本人ではなく、その家族等が行うものであり、本人の同意を得ることができないことから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

本件は、行方不明者の捜索を目的としており、事前に対象者本人に通知することが困難であるため、本人通知を省略するものである。なお、本取組内容について、広報ふじさわ、本市ホームページに記事を掲載し、市民等に広く周知する。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

なお、管理する必要がなくなった情報提供書を速やかに廃棄し若しくは消去しなければならないこと及び受託者の車両・職員が対象者を発見した際は受託者の管理部門等ではなく環境事業センターに連絡する運用であることを明確に示すこと並びに情報提供の仕組みについて対象者の家族等に十分周知する措置を講ずることを要望する。

以 上